

国際的な化学物質対策

国際的には、人の健康と環境（生物やその生息環境を含む）の双方の保護を目的として、次のような化学物質対策が進められています。

■化学物質による環境への影響の防止を目指した国際条約

- 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」（2001年5月採択）
人の健康と環境の保護を図ることを目的として、PCB、DDTのような環境中に長期間にわたって残る有機汚染物質（POPs）をなくすこと・減らすことを目標とするものです。
- 「船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約」（2001年10月採択）
船舶への貝類の付着などを防止する薬剤による海洋環境や人の健康への悪影響を減らすことを目的としており、当面の対象として有機スズ化合物の船舶への使用を禁止するものです。

■OECD（経済協力開発機構）の決定・勧告

OECDでは1982年に、加盟国に対して、新しい化学物質が市場に出される前に、人や環境への有害性を評価できるようにその化学物質の性質についての情報を揃えることを求めるよう決定しています。

OECDが掲げた、化学物質の有害性を評価するために最低限必要と見込まれるデータセットには、人の健康への影響に関する項目のほか、生物への影響に関する項目[※]が含まれています。

※藻類（植物プランクトン）、ミジンコ（動物プランクトン）、魚類に対する毒性データ（生態毒性データ）

■各国の取り組み

主要なOECD加盟国では、一般に使われる化学物質の審査や規制にあたり、以下のように生態毒性データをもとに生態影響の評価を行い、必要な規制を行っています。しかし、その中で日本だけが現在このような評価を行っていません。

主なOECD加盟国の化学物質の審査・規制における生態影響評価の位置づけ

国	法律の名称	新規化学物質の届出時の生態毒性データの必要性
米国	有害物質規制法	他の構造が似た化学物質から毒性を推測して審査し、必要な場合に試験データを要求
カナダ	カナダ環境保護法	魚やミジンコについての急性毒性データが必要
EU	危険な物質の分類、包装、表示に関する第7次修正指令	魚やミジンコについての急性毒性、藻類の生長阻害についてのデータが必要（量によって追加要求有）
オーストラリア	1989年工業化学品（届出・審査）法	魚やミジンコについての急性毒性、藻類の生長阻害についてのデータが必要
韓国	有害化学物質管理法	農薬、水処理剤などの新規化学物質に対して必要な場合に魚の急性毒性試験等を要求
日本	化学物質審査規制法	なし